

答申第 75号
平成21年9月29日

兵庫県人事委員会 様

情報公開審査会
会長 錦織 成史

公文書の部分公開決定に係る異議申立てに対する決定について（答申）

平成19年7月6日付け諮問第2号で諮問のあった下記の公文書に係る標記の件について、別紙のとおり答申します。

記

第1278回、第1287回及び第1288回人事委員会議事録

答 申

第1 審査会の結論

第1278回、第1287回及び第1288回人事委員会議事録（平成18年9月30日付けの措置要求（平成18年（措）第4号事案）以外のものについて記載されている部分を除く。）のうち「措置要求者の氏名及び所属」を非公開とする部分公開決定は妥当である。

第2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、第1記載の公文書（以下「本件公文書」という。）の公開請求に対して、兵庫県人事委員会（以下「実施機関」という。）が平成19年4月2日付けで行った部分公開決定（平成21年7月14日付けで変更決定）を取消し、全部公開を求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立書、意見書及び意見陳述において述べられた本件異議申立ての理由は、次のとおり要約される。

異議申立人の代表者は、勤務条件に関する措置要求を行った者であり、人事委員会の議事録の内容を明らかにするためにも、「措置要求者の氏名及び所属」の公開を望んでおり、また、本件措置要求は、同じ待遇に処された他の職員を代表したものであり、「措置要求者の氏名及び所属」を公開することで、内容についてより明白となり、公益性は高いと考える。

本件のように、措置要求者本人が「措置要求者の氏名及び所属」の公開を応諾している場合は、情報公開条例（平成12年兵庫県条例第6号。以下「条例」という。）第6条第1号には該当しない。措置要求者の意思に反し非公開とすることは、個人情報の保護を隠れ蓑に、実施機関が本来公開すべき情報を隠蔽する危険性がある。

第3 諮問庁の説明要旨

非公開理由説明書及び意見陳述において述べられた非公開理由は、次のとおり要約される。

1 本件公文書について

本件公文書は、第1278回、第1287回及び第1288回人事委員会議事録（平成18年9月30日付けの措置要求（平成18年（措）第4号事案）以外のものについて記載されている部分を除く。）である。

2 異議申立てに係る公開しない部分とその理由

本件異議申立てに係る公開しない部分は、「措置要求者の氏名及び所属」であり、その理由は次のとおりである。

地方公共団体の職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、人事委員会に対して、地方公共団体の当局により適当な措置が執られるべきことを要求することができ（地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 46 条）、この要求があった場合、人事委員会は、事案について審査を行い、事案を判定し、その結果に基づいて、その権限に属する事項については自ら実行し、その他の事項については権限を有する機関に対し必要な勧告をしなければならない（同法第 47 条）。

措置要求は、あくまでも個々の職員が勤務条件の改善を求めて行うものであって、措置要求事案の審査においては、個々の職員の勤務条件に関する情報が取り扱われ、その中には、公務員の職務の遂行に係る情報とは言い難い情報であって「個人に関する情報であって、特定の個人を識別するもののうち、通常他人に知られたいと認められるもの」（条例第 6 条第 1 号）に該当するものが含まれることから、措置要求者の氏名及び所属のような措置要求者の特定につながるような情報は、通常公開しておらず、また、個人に関する情報を扱う措置要求の制度が十分に利用されるためには、このような取扱いが必要であると考えられる。

また、公文書公開制度における公開又は非公開の判断は、請求者が誰であるかを問わず、情報の内容に即して行うべきであるから、異議申立人が主張するように、措置要求者自身が公開を望んでいたとしても、このことは結論を左右しない。

よって、「措置要求者の氏名及び所属」は、条例第 6 条第 1 号の非公開情報に該当する。

さらに、措置要求事案における「措置要求者の氏名及び所属」が公開されるとすれば、個々の職員の勤務条件の改善を求める措置要求の制度が十分に利用されなくなるおそれがあることから、当該情報は「県の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」と考えられる。

よって、「措置要求者の氏名及び所属」は、条例第 6 条第 6 号の観点からも公開すべきではない。

第 4 審査会の判断

1 実施機関は、「措置要求者の氏名及び所属」が条例第 6 条第 1 号に該当するとして非公開としていることから、以下検討する。

(1) 条例第 6 条第 1 号は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事

業に関する情報を除く。)であって、特定の個人を識別することができるもののうち、通常他人に知られたくないと認められるものを「非公開情報」としており、これは、公文書公開制度において個人のプライバシーを最大限に保護し、個人の尊厳と自由を守ることを目的としたものであると解される。

また、条例第2条第3項は実施機関の責務として、「実施機関は、個人に関する情報がみだりに公にされることがないように最大限の配慮をしなければならない。」と規定している。

したがって、条例第6条第1号の規定は、原則公開を趣旨とする条例においても、個人のプライバシーは、個人の尊厳に直接かかわる権利であること、いったん侵害されると事後的に回復が不可能であること等から、このような情報については、これを非公開とすべきことを定めたものと解される。

- (2) 異議申立人は、情報の主体である当該個人が公開を求める場合には、条例第6条第1号には該当しないと主張する。

しかしながら、条例第6条第1号は「通常他人に知られたくないと認められるもの」と規定しており、この要件は、公文書公開制度と個人情報保護制度における本人開示制度との区別を前提として、公文書公開制度においては、何人にも公開すべき情報と何人にも公開しない情報を区別するために設けられたものである。

したがって、個人情報の本人開示の問題は、個人情報開示制度において解決が図られるべきである。

本件公文書の公開請求は、個人情報開示制度ではなく、公文書公開制度の枠内で、個人情報を公開請求したものである。

このように、公文書公開制度によって自己情報を公開するよう請求してきた場合には、「本人」としてではなく、一般的な人（「何人も」（条例第4条）のうちの一）として個人情報の公開請求をしたものと扱われることになる。

- (3) 本件公文書の「措置要求者の氏名及び所属」を公開すると、当該職員が、勤務条件に不服があり、勤務条件の改善を求めて措置要求を行ったことが明らかとなる。

このような情報は、一般人の判断によれば、通常他人に知られたくないものと認められるものであることから、「何人も」のうちの一からの請求である限りにおいては、条例第6条第1号に該当するものと解する。

- 2 なお、実施機関は「措置要求者の氏名及び所属」が条例第6条第6号にも該当すると主張するが、条例第6条第1号に該当することから、改めて、

- 条例第6条第6号に該当するか否かについての判断は行わないものとする。
- 3 以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

審 査 の 経 過

(参考)

年 月 日	経 過
平成19年 7月 6日	・ 諮問書の受領
平成19年 7月31日	・ 諮問庁の非公開理由説明書の受領
平成19年 8月17日	・ 異議申立人の意見書の受領
平成21年 6月22日 (第208回審査会)	・ 諮問庁から非公開理由の説明聴取 ・ 審議
平成21年 7月21日 (第209回審査会)	・ 異議申立人から意見聴取 ・ 審議
平成21年 9月25日 (第210回審査会)	・ 審議
平成21年 9月29日	・ 答申